

小規模な倉庫の建築基準法上の取扱い

法第2条第1号

【内 容】

土地に自立して設置する小規模な倉庫（物置等を含む。）のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについては、建築基準法（以下「法」という。）第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。

「小規模な倉庫」とは、奥行が1m以下かつ高さが2.3m以下で、床面積が2㎡以内の規模とし、かつ、法第42条に規定する道路内に設置されていないものとする。

【解 説】

近年、災害に強いまちづくりの推進が求められている中、地域において、既製の小規模な鋼製物置等を備蓄倉庫として活用する事例が見られるようになり、平成27年2月27日付国住指第4544号「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」が示された。

上記は、技術的助言の主旨をふまえ、内部に人が立ち入らずに外部から荷物の出し入れを行うことができる規模を示したものである。また、この技術的助言が「災害に強いまちづくりの推進」という社会的背景を勘案して発出されていること、市内に法第42条第2項に規定する幅員4.0m未満の狭あい道路が多数存在することから、避難及び通行の安全上支障となるもの（法第42条に規定する道路内）については設置できないこととした。

なお、小規模な倉庫の設置にあたっては、周囲の市街地環境への影響に留意し、一団の土地における複数の設置は避けること。また、転倒を防止するため、鉄筋コンクリート造等の基礎に緊結するよう努めること。

【参 考】

- ・小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（平成27年2月27日国住指第4544号）
- ・小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（平成27年11月26日神奈川県建築行政連絡協議会）
- ・小規模な倉庫の建築基準法上の取り扱いについて（平成27年11月26日藤沢市計画建築部建築指導課）

【取り扱い開始時期】

平成27年11月26日